

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月14日
【四半期会計期間】	第25期第2四半期（自平成25年9月1日至平成25年11月30日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第2四半期 連結累計期間
会計期間	自平成25年 6月1日 至平成25年 11月30日
売上高(千円)	568,633
経常利益(千円)	63,155
四半期純利益(千円)	47,767
四半期包括利益(千円)	44,422
純資産額(千円)	1,454,082
総資産額(千円)	2,499,565
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.24
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額(円)	8.70
自己資本比率(%)	57.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	194,701
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	337,726
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	525,699
現金及び現金同等物の四半期末 残高(千円)	1,065,265

回次	第25期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年 9月1日 至平成25年 11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	21.89

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度の経営指標等については記載しておりません。
3. 当社は、平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。
4. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は当社(シンワアートオークション株式会社)、連結子会社3社及び持分法適用非連結子会社1社により構成されており、オークション関連事業、再生可能エネルギー関連事業、医療機関向け支援事業を行っております。

当第2四半期連結累計期間における、当社グループの事業内容の変更及び関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

第1四半期連結会計期間において、非連結子会社であったエーベック株式会社及びシンワメディカル株式会社の重要性が増したため連結の範囲に含めております。また、持分法非適用の関連会社でありましたASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDについて、第1四半期連結会計期間より連結財務諸表の作成に伴い持分法を適用しております。また、当第2四半期連結会計期間において、ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDに対する緊密な者又は同意している者による議決権所有割合が増加したため、子会社に該当することになりましたが、支配が一時的であると認められるため、連結の範囲には含めておりません。

オークション関連事業につきまして、当第2四半期連結会計期間に、当社の子会社としてJオークション株式会社を平成25年10月22日付で設立し、当社のBags/Jewelry&Watchesオークションで取り扱っていた宝飾品類は、当該会社が開催するオークションで取り扱うこととし、連結の範囲に含めております。

再生可能エネルギー関連事業及び医療機関向け支援事業につきましては、主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

7. 子会社事業について

(3) エーペック株式会社による売電事業

当社の子会社であるエーペック株式会社は、平成25年9月に宮崎県西都市の1Mw級の太陽光発電施設を取得し、平成25年11月より売電を開始しており、今後も50kw級の小型太陽光発電施設の分譲販売と並行して、自社保有による太陽光発電所事業を行ってまいります。

大型発電施設の敷設計画は、森林法等の法令や条例の規制を受けることにより許認可が下りるまでに時間がかかり、用地選定から売電開始に至るまでの期間が当初予想から大幅に長引いたり、計画そのものを途中で断念せざるを得ない状況になることも考えられます。発電開始後においては、劣化や事故等により、想定した発電量との予期せぬかい離が生じる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の電力の固定価格買取制度における買取価格の引き下げや、買取年数の短縮等の政府の施策により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当社は、第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、四半期連結財務諸表につきましては前年同四半期等との比較分析は行っておりませんが、オークション関連事業につきましては前年同四半期との比較を行っております。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年6月1日～平成25年11月30日）におけるわが国の経済は、政府の経済政策への期待感から円安・株高が進行し、企業収益は徐々に改善の方向に向かい始めたものの、個人消費は、消費税率引き上げや物価上昇に伴う実質所得の低下による将来的な影響への不安等により、本格的に回復するまでには至っておらず、また、海外では新興国経済の成長鈍化や欧州経済低迷の長期化などが懸念され、引き続き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、当社の主たる事業であるオークション関連事業において高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めるとともに、再生可能エネルギー関連事業及び医療機関向け支援事業においては、安定的な収益の早期確保に向けた体制の構築に努めました。

オークション関連事業

当第2四半期連結累計期間は、主力の近代美術オークションにおいて前年同期比で出品点数、取扱高ともに大きく増加し、また特別オークションとして開催した「富本憲吉記念館 辻本勇コレクション」及び「日本刀オークション」が当初予想を大きく上回る結果となり、取扱高2,093,042千円（前年同期比53.5%増）、売上高564,140千円（前年同期比14.5%増、内商品売上高173,188千円（前年同期比33.9%減））となりました。

種別の業績は次のとおりです。

種別	第25期第2四半期連結累計期間							
	自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日							
	取扱高 (千円)	前年比 (%)	売上高 (千円)	前年比 (%)	オークション 開催数	オークション 出品数	オークション 落札数	落札率 (%)
近代美術オークション	1,102,270	83.8	239,606	85.3	3	389	318	81.8
近代陶芸オークション	87,610	41.9	19,375	40.0	2	368	332	90.2
近代美術Part オークション	167,310	49.5	45,651	34.9	3	1,117	1,036	92.8
その他オークション	588,369	172.3	132,155	153.9	8	1,432	1,187	82.9
オークション事業合計	1,945,559	80.4	436,789	76.5	16	3,306	2,873	86.9
プライベートセール	98,438	57.1	93,750	57.0				
その他	49,045	12.0	33,600	23.8				
オークション関連 その他事業合計	147,483	48.2	127,350	48.1				
オークション関連事業合計	2,093,042	53.5	564,140	14.5				

近代美術オークション部門の取扱高は1,102,270千円（前年同期比83.8%増）、売上高は239,606千円（前年同期比85.3%増、内商品売上高50,074千円（前年同期比216.2%増））となりました。出品点数、落札単価ともに前年同期比で大きく増加し、取扱高、売上高が増加しました。

近代陶芸オークション部門の取扱高は87,610千円（前年同期比41.9%減）、売上高は19,375千円（前年同期比40.0%減、内商品売上高247千円（前年同期比72.3%減））となりました。落札率は90.2%と高い水準を維持しましたが、当第2四半期会計期間に開催した「富本憲吉記念館 辻本勇コレクション」は、後述のその他オークション部門に含めてありますので、前年同期との比較では、取扱高、売上高が減少しております。仮に同オークションを近代陶芸オークション部門に含めた場合、取扱高は242,285千円（前年同期比60.5%増）、売上高は56,802千円（前年同期比75.8%増、内商品売上高247千円（前年同期比72.3%減））となります。

近代美術Part オークション部門の取扱高は167,310千円（前年同期比49.5%増）、売上高は45,651千円（前年同期比34.9%増、内商品売上高6,452千円（前年同期比15.1%減））となりました。92.8%という高い落札率を維持しつつ、出品点数、落札単価ともに前年同期比で増加し、取扱高、売上高が増加しました。

その他オークション部門の取扱高は588,369千円（前年同期比172.3%増）、売上高は132,155千円（前年同期比153.9%増、内商品売上高652千円（前年同期比89.5%減））となりました。当第2四半期連結累計期間は、前年同期と同様、Bags/Jewellery&Watchesオークション2回、ワインオークション1回、西洋美術オークション1回を開催した他、特別オークションとして「富本憲吉記念館 辻本勇コレクション」、「日本刀オークション」、「斎藤真一コレクション」、「草間彌生コレクション」を各1回開催し、取扱高、売上高が増加しました。

プライベートセールにおきましては取扱高は98,438千円（前年同期比57.1%減）、売上高は93,750千円（前年同期比57.0%減、内商品売上高93,750千円（前年同期比57.0%減））となりました。当第2四半期連結累計期間は高額品の取り扱いが少なく、前年同期との比較で取扱高、売上高が減少となりました。

その他事業

再生可能エネルギー関連事業におきましては、平成25年9月に宮崎県西都市のメガソーラー発電施設（穂北太陽光発電所、発電規模993.6kw）を取得し、平成25年11月より九州電力株式会社への売電を開始しております。50kw級の小型ソーラー発電施設の分譲販売につきましては、その用地確保に努めましたが、当期間中に完工した施設はありませんでした。

医療機関向け支援事業におきましては、平成25年6月より診療報酬債権ファクタリング事業を開始し、医療機関向けファクタリングのための具体的折衝を随時行っておりますが、当社の第7回新株予約権に係る資金調達の遅れと、当社からの一時貸付を再生可能エネルギー関連事業に対して優先的に行っていることにより、投資機会を見送る状況にあります。

以上により、当第2四半期連結累計期間は、経常利益63,155千円、四半期純利益47,767千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前事業年度末より384,759千円増加し、また新規連結に伴う現金同等物の増加19,189千円により、1,065,265千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は194,701千円となりました。これは主に売上債権の減少額55,682千円、オークション未払金の増加額168,179千円及び税金等調整前四半期純利益59,385千円などによる資金増加と、たな卸資産の増加額63,540千円及び前渡金の増加額44,461千円などによる資金減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は337,726千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出303,162千円及び定期預金の預入による支出275,000千円に対し、定期預金の払戻による収入245,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は525,699千円となりました。これは主に短期借入金の純増加額130,000千円、長期借入れによる収入285,000千円及び株式の発行による収入111,617千円による資金増加と配当金の支払額9,994千円による資金減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

(注)平成25年8月29日開催の株主総会決議により、株式分割に伴う定款変更が平成25年12月1日付で行われ、発行可能株式総数は17,820,000株増加し、18,000,000株となりました。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年11月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	61,569	6,256,900	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	平成25年12月1日から単元株 制度を採用しており、単元株 式数は100株となりました。
計	61,569	6,256,900		

(注)1.平成25年7月16日開催の取締役会決議により、平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。これに伴い、株式数は6,095,331株増加し、平成25年12月1日現在の発行済株式総数は6,156,900株となりました。

2.「提出日現在発行数」欄には、平成26年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

1.平成25年11月8日取締役会決議による第9回新株予約権

決議年月日	平成25年11月8日
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,600
新株予約権の行使期間	自平成25年11月25日 至平成30年11月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,900 資本組入額 30,950
新株予約権の行使の条件	注4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

(注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき300円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

なお、当社は、平成25年12月1日付にて1株につき100株の割合で株式分割を行っており、提出日現在において、目的となる株式の数は300,000株に増加しております。

3. 当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、当社は、平成25年12月1日付にて1株につき100株の割合で株式分割を行っており、提出日現在において、本新株予約権の行使時の払込金額は1株につき616円になっております。

4. 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年11月25日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年11月24日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2. 平成25年11月8日取締役会決議による第10回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	平成25年11月8日
新株予約権の数（個）	2,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	68,200
新株予約権の行使期間	自 平成27年11月25日 至 平成30年11月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 68,200 資本組入額 34,100
新株予約権の行使の条件	注3
新株予約権の譲渡に関する事項	注5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

- (注) 1. 当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

なお、当社は、平成25年12月1日付にて1株につき100株の割合で株式分割を行っており、提出日現在において、目的となる株式の数は230,000株に増加しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

なお、当社は、平成25年12月1日付にて1株につき100株の割合で株式分割を行っており、提出日現在において、本新株予約権の行使時の払込金額は1株につき682円になっております。

3. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権割当契約に違反した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (5) 本新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (6) 本新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

5. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成27年11月25日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年11月24日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年9月1日～平成25年11月30日	1,090	61,569	30,073	849,714	30,073	454,464

- (注) 1. 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使による増加であります。
2. 当社は、平成25年12月1日付で1株を100株に分割する株式分割を行っております。これに伴い、発行済株式数は6,095,331株増加しております。
3. 平成25年12月1日から平成25年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が100,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ32,774千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	8,030	13.04
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	5,954	9.67
株式会社ジャパンヘルスサミット	宮城県仙台市青葉区本町2-14-24	3,285	5.34
マイルストーン キャピタル マネジメント株式会社	東京都港区赤坂2-17-22赤坂ツインタワー東館1F	2,159	3.51
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,383	2.25
倉田 陽一郎	東京都江戸川区	1,268	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,205	1.96
株式会社ヤングアート	兵庫県高砂市米田町島2	1,200	1.95
RBC I S T 1 5 P C T N O N L E N D I N G A C C O U N T	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都品川区東品川2-3-14)	1,146	1.86
(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)			
梅田 裕貴	大阪府大阪市北区	1,096	1.78
計	-	26,726	43.41

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が8,598株あります。
2. 当社は、平成25年12月1日付で1株を100株に分割する株式分割を行っておりますが、上記所有株式数は、株式分割前の数にて記載しております。
3. 以下の大量保有報告書(変更報告書)の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における保有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主には含めておりません。
- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成25年3月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成25年2月28日現在で5,028株保有している旨の報告
- DIAMアセットマネジメント株式会社及びその関連会社2社から平成25年8月5日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成25年7月31日現在で3,706株保有している旨の報告
- 日興アセットマネジメント株式会社から平成25年8月6日付で提出された大量保有報告書において、平成25年7月31日現在で3,031株保有している旨の報告
- シンプルクス・アセット・マネジメント株式会社から平成25年12月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、平成25年11月29日現在で418,300株保有している旨の報告

なお、上記 から における当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメン ト株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビル ディング	5,028	8.61
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	3,706	6.25
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	3,031	5.11
シンプレクス・アセット・マネジメ ント株式会社	東京都千代田区丸の内1-5-1	418,300	6.89

(注) 1. 上表におけるシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の保有株券等の数は、平成25年12月1日付
で実施しました株式分割を考慮した数となっております。

2. 上表におけるDIAMアセットマネジメント株式会社及びその関連会社2社の保有割合は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	2,796	4.71
ダイヤモンド シンガポール パーティ ー リミテッド	2 シェントン ウェイ #12-01 エスジ ー エックス センター 1 シンガポール 068804	600	1.01
ダイヤモンド アセット マネジメン ト (ホンコン) リミテッド	スイツ 1221-22 トウパシフィック プレイス 88 クィーンズウェイ ホンコ ン	310	0.52

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,598	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,971	52,971	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	61,569	-	-
総株主の議決権	-	52,971	-

(注) 当社は、平成25年12月1日付で1株を100株に分割する株式分割を行っておりますが、上記の株式数及び議決権の数は、株式分割前の数にて記載しております。

【自己株式等】

平成25年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シンワアートオークション株式会社	東京都中央区銀座 7 - 4 - 12	8,598	-	8,598	13.96
計	-	8,598	-	8,598	13.96

(注) 当社は、平成25年12月1日付で1株を100株に分割する株式分割を行っておりますが、上記の株式数は株式分割前の数にて記載しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年6月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、UHY東京監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,440,265
売掛金	10,311
オークション未収入金	163,033
商品	273,263
販売用不動産	28,268
前渡金	115,541
その他	92,989
貸倒引当金	251
流動資産合計	2,123,422
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	8,448
機械及び装置(純額)	299,412
車両運搬具(純額)	1,733
工具、器具及び備品(純額)	7,140
建設仮勘定	2,000
有形固定資産合計	318,735
投資その他の資産	
その他	71,231
貸倒引当金	13,823
投資その他の資産合計	57,407
固定資産合計	376,143
資産合計	2,499,565
負債の部	
流動負債	
買掛金	3,333
オークション未払金	461,903
短期借入金	130,000
1年内返済予定の長期借入金	21,375
未払法人税等	11,114
賞与引当金	16,226
役員賞与引当金	12,165
その他	75,877
流動負債合計	731,995
固定負債	
長期借入金	263,625
退職給付引当金	29,950
その他	19,913
固定負債合計	313,488
負債合計	1,045,483

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成25年11月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	849,714
資本剰余金	454,464
利益剰余金	351,243
自己株式	222,826
株主資本合計	1,432,596
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	1,204
その他の包括利益累計額合計	1,204
新株予約権	14,243
少数株主持分	8,445
純資産合計	1,454,082
負債純資産合計	2,499,565

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年11月30日)
売上高	568,633
売上原価	172,456
売上総利益	396,177
販売費及び一般管理費	¹ 326,003
営業利益	70,173
営業外収益	
受取利息	89
為替差益	2,275
受取保険金	1,800
その他	690
営業外収益合計	4,855
営業外費用	
支払利息	1,067
持分法による投資損失	1,559
新株予約権発行費用	8,554
その他	693
営業外費用合計	11,874
経常利益	63,155
特別損失	
固定資産除却損	1,450
事務所移転費用	2,318
特別損失合計	3,769
税金等調整前四半期純利益	59,385
法人税、住民税及び事業税	8,758
法人税等調整額	5,001
法人税等合計	13,759
少数株主損益調整前四半期純利益	45,626
少数株主損失()	2,141
四半期純利益	47,767

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成25年6月1日
至 平成25年11月30日)

少数株主損益調整前四半期純利益	45,626
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	1,204
その他の包括利益合計	1,204
四半期包括利益	44,422
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	46,563
少数株主に係る四半期包括利益	2,141

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	59,385
減価償却費	6,922
貸倒引当金の増減額(は減少)	103
賞与引当金の増減額(は減少)	2,774
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2,817
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,000
受取利息及び受取配当金	89
支払利息	1,067
売上債権の増減額(は増加)	55,682
オークション未収入金の増減額(は増加)	7,915
たな卸資産の増減額(は増加)	63,540
前渡金の増減額(は増加)	44,461
仕入債務の増減額(は減少)	2,338
オークション未払金の増減額(は減少)	168,179
有形固定資産除却損	1,450
その他	7,748
小計	198,775
利息及び配当金の受取額	112
利息の支払額	1,067
法人税等の支払額	3,118
営業活動によるキャッシュ・フロー	194,701
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	303,162
定期預金の預入による支出	275,000
定期預金の払戻による収入	245,000
敷金及び保証金の差入による支出	7,147
敷金及び保証金の回収による収入	2,582
投資活動によるキャッシュ・フロー	337,726
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	130,000
長期借入れによる収入	285,000
株式の発行による収入	111,617
配当金の支払額	9,994
少数株主からの払込みによる収入	4,900
新株予約権の発行による収入	4,176
財務活動によるキャッシュ・フロー	525,699
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,085
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	384,759
現金及び現金同等物の期首残高	661,316
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	19,189
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,065,265

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

当社は、第1四半期連結会計期間より、非連結子会社であったエーベック株式会社及びシンワメディカル株式会社の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

当第2四半期連結会計期間より、Jオークション株式会社は新たに設立したため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

当社は、持分法非適用の関連会社でありましたASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDについて、第1四半期連結会計期間より連結財務諸表の作成に伴い、持分法適用の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間において、ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDに対する緊密な者又は同意している者による議決権所有割合が増加したため、子会社に該当することになりましたが、支配が一時的であると認められるため、連結の範囲には含めておりません。

(追加情報)

1. 当社は第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下の通りです。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 エーベック株式会社、シンワメディカル株式会社、Jオークション株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社の数及び名称

持分法適用の非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の四半期決算日と四半期連結決算日は一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

・ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

機械及び装置 14年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3年～15年

・ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

・引当金の計上基準

ア．貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ．賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ．役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

エ．退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当四半期連結会計期間末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

・その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(四半期連結損益計算書関係)

1．販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日)
給与及び手当	66,066千円
賞与引当金繰入額	16,226
役員賞与引当金繰入額	12,164
退職給付費用	1,300

2．季節的変動要因

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日)

当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年11月30日)
現金及び預金勘定	1,440,265千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	375,000
現金及び現金同等物	1,065,265

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年11月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月29日 定時株主総会	普通株式	10,094	200	平成25年5月31日	平成25年8月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)1	プライベート セール	計		
売上高	239,606	19,375	45,651	132,155	93,750	530,540	38,093	568,633
セグメント 利益	188,522	9,148	35,701	111,853	45,423	390,649	5,527	396,177

(注)1. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewellery&Watchesオークション、西洋美術オークション、ワインオークション、富本憲吉記念館 辻本勇コレクション、日本刀オークション、斎藤真一コレクション、草間彌生コレクションの結果を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び宝飾品展示販売、売電事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	390,649
「その他」の区分の利益	5,527
全社費用(注)	326,003
四半期連結損益計算書の営業利益	70,173

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円24銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	47,767
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	47,767
普通株式の期中平均株式数(株)	5,169,433
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8円70銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	319,194
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

当社は、平成25年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

株式の分割及び単元株制度の採用について

当社は、平成25年7月16日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年12月1日を効力発生日として、株式の分割及び単元株制度の採用をいたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1)株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年12月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

(2)株式分割の概要

分割の方法

平成25年11月30日(土曜日)(但し、実質的には平成25年11月29日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加した株式数

平成25年11月30日(土曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数であります。

ア．株式分割前の当社発行済株式総数	61,569株
イ．株式分割により増加する株式数	6,095,331株
ウ．株式分割後の当社発行済株式総数	6,156,900株
エ．株式分割後の発行可能株式総数	18,000,000株

分割の日程

基準日設定公告日	平成25年11月15日(金曜日)
基準日	平成25年11月30日(土曜日) 実質的には平成25年11月29日(金曜日)
効力発生日	平成25年12月1日(日曜日)

(3)採用する単元株制度の概要

ア．新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

イ．新設の日程

効力発生日 平成25年12月1日(日曜日)

金融商品取引所における当社株式の売買単位は、平成25年11月27日(水曜日)より1株から100株に変更されました。

(4)1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の当第2四半期連結累計期間の1株当たり情報は、「注記事項」(1株当たり情報)に記載のとおりであります。

(5)新株予約権の調整

株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの行使価額を、平成25年12月1日以降、以下のように調整いたしました。

	調整前行使価額(円)	調整後行使価額(円)
第2回新株予約権	21,500	215
第4回ストック・オプション	20,414	205
第5回新株予約権	31,350	314
第6回ストック・オプション	44,000	440
第7回新株予約権	65,250	652.5
第8回新株予約権	72,500	725
第9回新株予約権	61,600	616
第10回ストック・オプション	68,200	682

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年1月14日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年9月1日から平成25年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年6月1日から平成25年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。